

様式第 6 号（第 7 条関係）

五霞町指令第 4-9 号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 久喜市久喜東 3-7-10
氏 名 (株)セントラル・アメニティ
代表取締役 三石力也

令和 4 年 2 月 14 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請書については、五霞町
廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付して許可す
る。

営業所の所在地及び名称	幸手市北 2-18-1 (株)セントラル・アメニティ幸手支店
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ）
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
処理施設（処分地）の 所 在 地 及 び 名 称	坂東市寺久 1353 番地 1 さしまクリーンセンター寺久 ごみ処理施設
営 業 の 区 域	五 霞 町
処 理 料 金	申請料金による
営 業 許 可 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
そ の 他 の 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例 及び規則を含む。）を遵守するほか町長の指示に従うこと。

令和 4 年 3 月 8 日

五霞町長 染 谷 森 雄